

(四)

田辺藩では、農民が農業以外に生活を護るため、どんな方法で働いていたか、夏休中よく生徒に聞かれ、この「郷村記」から引用しているが、一応まとめてみると、

(A) 街道筋の村、真倉、七日市、公文名各村が『京都丹波通ひ賃持等多有之』上福井村も同様であって『通り街道故随分助力ニモ可相成』であった。久田美村は『丹波よりの通行道板素木等多出て其上居村他所材木取扱セテ御免之者も有之候得者賃物日雇等多有之下モの身過も成能所也』としてゐる。

(B) 山村では例えば池内一帯の村々では、『冬春ハ木かや山かせぎ仕候』から木挽、牛商紙売、油酒取売、草屋根ふき、肴売、榎屋薪売等①が主な稼ぎであり、

(C) 町近くの村、例えば倉谷村では瓦師手間取紺屋手間取、店商瓦師、店商茶屋、京通いの牛商、諸色小商いなどがある。②

この外余部上村では一軒だけ農業兼職小間物小店があったり③、城屋、京田各村は、山芋掘、三河村では、農家の大部分が申柿作りをやるなど前述の産物表は、ほとんど農民の『身過ぎ』の原材料であり、所産物である。さ

らに『他所持』が多いが、特に城屋、久田美桑飼下各村は多く、白杉村は下作が多い。また各村とも奉公人（領内或は京都、武家）が多く、桑飼下村では中間奉公に多く出た。海に面した村でも農業以外にその土地に依じた身過ぎがあった。白杉、青井、吉田各村が木売り、千歳村が肥草を、佐波賀村が野菜掛木を、野原村が茅などそれぞれ海を利用して売り出した。

由良村は『近來山崩して多分砂入ニ相成地所狭くなる当村人家格別多く身過ぎ悪く依之色々商売有之中ニモ船商売ニ而渡世之者多く又々他所船之船頭舸子に出ル者多くその外老人女子小供者塩師渡世之者は又夥敷…』

神崎村は『人家多難波在故』春は山方より手形をもらい松枝がりして塩木を作り、秋には『男女共冬持之為他所奉公ニ多分出ル春ニ成出戻船方ハ夫々之船場若州宮津江参り船頭舸子ヲ奉公持として川船持ハ夫々手当ヲして持に出船する残老分男女年たらずものハ塩商売ニ掛ル所也…』

この外、農民の稼ぎについては、「田辺孝子伝」なども参考になる。

注 ① 宝暦十三年三月「寺田村稼人帳」

「上根村稼人之品名前帳」

②③ 文化七年「村々諸商人諸職人名前帳」

右文書は何れも上安久、安久仁氏所蔵



### 丹後の中世文書(二)

#### 中嶋利雄

一 さきに、兩丹地方史第十二号に掲載した西浦文書のつづきをここにのせます。

多忙に紛れて十分に確かめずにかいていますので、誤のご指摘をぜひ願います。いづれのちに正誤もつけたいと考えます。

売渡未守名参分内田島事

合公田宅段者

右件田島者雖為乙鶴女相伝之地、依有要用相副手継證文、限永代売渡所直銭九貫文明白也、於向後不可有他妨者也、若於自今以後彼名田島違乱之輩者、可被処罪科者也、仍為後日売状如件、

貞和五年九月廿日

乙鶴女 (花押)  
口入秋包正阿 (花押)

右件於名田島者、御年公用要依有、代銭貳拾貫文限永代寺垣殿売申処也、但手次相てん文書相具候上者、天下御徳政出来候と申候とも一義申ましく候、又不可有他人妨候者也、

宛行春日部村守清名半分事

右名田者乙法師童為相伝之名主職之由、捧支證之間、於彼名田半分者所宛行也、於御季貢以下濟物者、任先例可致其沙汰之旨、依衆議宛行之状如件

觀応元年八月廿八日

(後記) 奉行 祐泉 (花押)

(九十八代ニ当) 道 喜 (花押)

(政所) 西浦左衛門 (花押)

売渡春日部村未守名内六分宅田島山野事

合 公田式段者

(年貢のこと)

右件於名田島者、御年公用要依有、代銭貳拾貫文限永代寺垣殿売申処也、但手次相てん文書相具候上者、天下御徳政出来候と申候とも一義申ましく候、又不可有他人妨候者也、

仍為後日沙汰売状如件

文和三年 きのの 九月廿日

借 聖久 (花押)

売渡住坊事

合宅宇五間三面者

類地並 樹木等在之

右住坊者為公物弁、相副本文書等直銭七貫五百文仁限永代所売渡実也、不可有他人妨者也、仍為向後亀鏡売券之状如件

延文五年十月十九日

龍 楽 (花押)

(政所) 西浦権守 (花押)

沽却 未守名之内立田事

合宅斗分代銭六百文者

在所未守名之内名の木かクホ円阿弥分右件立田者、依為有円阿弥重代相伝、名田内為弁御年貢代銭六百文仁、限永代沽却申候処実也、若雖為何子孫彼田仁違乱煩申旨候者、公方御沙汰可被行罪科申候、仍為後日沽却之状如件

延文五年 丙子 八月十八日

未守田阿弥 (花押)

ゆつりわたす清名半分事

合公田式反百歩者西浦若法師丸所江

右かの名てんハ清幸房ちうたいさうてんのミヤうてん也、但しきよのときわかほうし丸仁永代をかきりてゆつり渡ものなり、かきりある御ねんく御公事等仁おいてハ其沙汰をいたすへきなり、仍ゆつり状如件

(康安) かうあん二年とら 五月十八日

西浦若法師丸おち

清 幸 (花押)

うりわたす武元名内六分一の事

合 公田 屯反六十歩 公事足除定

広田 屯反三百十七歩

右件名為弁御年貢うりわたす如実也、代用途四貫五百文来明年の春より十ヶ年間うりわたし申者也、若年(期)をすき候ハ御年貢御公事等無懈息致其沙汰永代可有知行也、若本主子孫出来候て違乱煩申事候ハ、為公方可有御罪科者也、仍為後日売状如件

貞治四年十二月五日

たけもと

(左近) さこの二郎 (略押)

売渡重包名惣領分岡島事

代銭屯買五百文在所者岡

合屯所者 西ノ端ノ梨子木ヲ境下ハ櫛木

ヲ境 樹木等也

右件島者重包名惣領分依為小鞍女之重代相伝私領、彦次郎仁限永代、

令 沽却之如実也、更ニ不可有後々違乱煩者也、若依之妨申輩出来時者、為公方御沙汰可被罪科者也、仍為後日龜鏡、売券状如件

政所

西浦權守重 (花押)

貞治五年 丙午 十二月廿六日

小鞍女 (花押)

(付箋)

「屋敷本文書」 明 禅 (花押)

ゆつりわたす田ノ事

さい所うちこしもりきよ名

合はん者 左近次郎殿分なり これハ

八斗たいはん也

右件田ハ松若御前にゑいたいをかきり候て、

ゆつりわたす所実也、但此田ノ御ねんくハようとう五十文、これハきぬ志ろ、又米五升、これはけん米にて候、これをけたいなく御さた候て、御もち候へく候、若この田にちかひめ候は、この状をもんて御さた候へく候、仍為後日さたのゆつり状如件

貞治七年正月 日

さるのとし

ためしけの松若御前にまいらせ候

若狭国木 庄ノ内笠原ノ守光名ノぬ志

より 丘衛

売渡朝来村貞枝名内 同舎弟与一 兩人分事

合 公田屯段廿歩 者 坪付注文別紙在之

私田式段

右名田兩人分於致貫伍百文仁永代買取知行無相違者也、然仁御年貢依有用要、直錢陸貫文仁限永代於、池田治部房息女松石女売渡如也、次仁本主兩人売券相共渡申上者、於子孫違乱煩不可申者也、仍為後日売券之状如件

重村 (花押)

応安七年 十二月廿七日聖弁 (花押)

うりはなし申候もりきよみやうのうち

うちこしの八斗代半の田事

右この田ハもりひやうゑのゆつり状をたいして、いまに、ちきやうさう為なく候といへとも、代のせに屯買文に、おくらのもりきよのさゑもん五郎とのに、ゑいたいさりはなし申候ところしち也、もしみかしそんとして、ほんもんしよとかうしてさた申候とも、くはうの御さたとして御さいくわ候へく候、もしもりひやうゑにてもそのしそんとして、ほんもんしよとかうしてさた申候とも、もりひやうゑのゆつりしやうれきせん二候りゑハ、御さたのかきりにてさいくわせられ申へく候、よてさり状如件

永和四年 三月十日

ためしけの

志けむら (花押)

まん所

にしうら因 (花押)

契約本せにかへしの田島桑等事

合代屯買文者

さい所末守名内刑部分田九斗代小、在所ふい、あさまき一升五合まき、在所中路下はたけ今谷屯反、同上くわ、

右の田島くわ等者、御年貢見米三升、きぬ代四丈、わた地子一兩、毎年沙汰あるへく候、

但十年内本銭屯買文もて、本文書共にうけかへし申候へく候、もしかの田島くわ等違乱わつらい申事候者、公方の御沙汰として、罪科せられ申候へく候、仍為後日本銭返之状如件

(ひのとの誤)

きよのへねのとし

但十ヶ年をすき候者此状売券して永代

應永三年十月十九日

候へく候

安岡右丘衛 (花押)

譲与志楽庄春日部村末守名六分屯之事

合公田式反之内屯反者坪付等別紙在之

右彼末守名六分屯者、道教重代相伝干今無相違者也、然間左近に限永代譲与如実也、有限御年貢御公事等無懈息致其沙汰知行可仕者也、敢不可有他人妨、仍為後日龜鏡讓状如件

應永廿五年 参月廿一日

道 教 (花押)

譲渡春日部村守清名半分事

合公田式反百分者 田島つむ付等

在別紙

右件名田者妙了重代相伝也名主職たるに

よつて小法師丸仁永代をかきりて本文書等あいそへ

てゆつり渡如実正也、かきりある御年貢御公

事等けたいなくそのさたをいたし候て知行す

へき者也、仍為後日讓状如件

應永廿七年 閏正月廿九日

妙了 (花押)

売渡申 困 分一之内抜地之事

合屯段拾代者

右彼土田者依有子細公方 一献錢仕候間、代

銭六貫文限永代売渡申如支証明鏡也、但下地

ニ毎年御年貢銭百文充公方へ致沙汰可有知行

者也、彼抜地者溝尻兵衛三良之持分之内今未

名也、在所者、田自道北早田屯段拾代、限

永代志楽鹿原 二 郎衛門ニ売渡申上者、於彼

田地違乱煩申者出来、為所之地下公方堅被行

御罪科可申者也、仍為後日支証文売券之状如

件

文明参年 卯月廿一日

溝尻 兵衛三郎 (略花押)

末森名内宅段抜候て売申代之事

右件名田者依有要用、成久八郎二郎殿ニ限永代を売渡申処実正明鏡也、御年貢百文付候て政所江納所申候、但彼売主助三郎と相对仕候て、納申候上者、就彼名田候て違乱煩申者出来候ハ、為地下公方と堅可被行罪科者也、又天下一同之徳政行候共、御年貢付渡申候上者兎角之儀不可申候、仍為後日支証状如件

文明三年十一月十一日

かみ屋すか

助三郎 (略花押)

政所

西浦氏 (花押)

永代売渡田之事

在所志楽市場しんてん

合八斗代 大

小倉い祢大夫持分

右依有年貢御公事様々、代式貫五百文志楽西浦宗賢之方江永代売渡処真実也、公奉之御年貢無懈怠御沙汰候て永代知行あるへき者也、若置此下地子孫仁意乱煩有申仁者、秋貢三分一くてん式反百部永代めさるべき者也、任此旨公奉地下御批判以無相違永代可有知行者也

仍為後日証文状如件

干時文明六年甲午年潤五月十二日

小倉い祢大夫 (略花押)

弥三郎 (略花押)

三郎大郎 (略花押)

丹後国志楽庄春日部村是元名田之事

在所小倉大さこ木戸

合参斗代者 口くたり、参十回御年貢銭

毎年さた可申候

右田者是元名公田半之内依為、行永十衛門方へ限永代を渡申候上ハ、三分二之方より異儀を申候ハ、為地下公方堅罪科可有候、玉井殿之於子孫ニ聊之儀被仰候ハ、公方地下之御成敗にて御罪科被行可申候、如此候間、過分之礼銭請取渡申候間、(向後)らん不可有候仍為後日支証如件

文明八年式月廿八日

玉井帯刀左衛門尉

直 綱 (花押)

### ◆ 例会 だより ◆

● 七月十八日 西公民館

両丹地方史研究者発表大会 (十一月十五日、西舞鶴高校)

準備打合わせ

「京都府郷土史研究会」結成の動きについて。

両丹地方史研究者協議会は、七月十一日、舞鶴西公民館で会合し、「京都府郷土史研究会」の結成問題を討議した。本問題は、蜷川府政の公約である郷土文化育成の一施策として、総合資料館が府下の地方史研究団体代表者を招集(六月三十日、七月七日)して提案したものであるが、本協議会としては、かかる研究会は各地の研究者(団体)がその必要を生じた時点で協議して民主的に組織すべきものであり、行政はこれに財政的援助をすることこそ革新府政の文化政策であって、官製の団体結成などの動きはすべきでないという点で意志統一し、その旨を総合資料館へ通告する事にした。なお、研究会結成の動きの中には戦前のいわゆる「郷土史」的発想がみられる点にも批判がなされた。

舞鶴地方史研究会としても右の協議会の意見を全面的に支持し、斯様な団体が成立しても、これには参加しない事を申し合わせた。

● 十月十七日 西公民館

「田辺藩領内の産物について」瀬戸美秋氏

### ▼ 編集 後 記 ▲

● 十一月二十一日 西公民館

舞鶴市における文化財保護の現状(金剛院所蔵品盗難事件、市文化財保護政策)について話し合い。両丹地方史研究者発表大会準備。

両丹地方史研究者発表大会を十一月二十二日に変更。本大会で上島有氏(総合資料館古文書課長)に東寺百合文書よりみた丹後の荘園についての講演を依頼する事に決定。大会諸役の割当て(発表者、井上金次郎氏、新宮英雄氏)

本年度両丹地方史研究者発表大会での上島有氏の講演は「百合文書の大内郷」と題して吉田(よし)庄寄進状の解説を中心になされたが、講演後の質問で一聴取者が「吉田」の読み方を問題にされ、市内上安に「吉田(よし)」(上吉田、下吉田)なる地名がある旨述べられた。荘園史上有名なこの寄進地の現場所が全く不明で、一部の人は近世初期に田辺城構築の敷地となつてその名を消失したのではないかと推測したりしていたのであるが、この度の聴取者の発言は今後の吉田庄の位置追究に重要な手がかりを与えるものとなる。

市内有数の名刹として、数多の古文化財を所蔵している金剛院の盗難事件は、たんに当寺院の責任追求のみで済まされる事ではなく、過去の舞鶴市と金剛院の対立関係(収蔵庫設立、文化財調査等)にその一端がわかれるように、市当局の文化財保護に対する不見識をこそ厳しく批判すべき問題である。本研究会は、市理事者が祖先の文化遺産保存の真の意義を正しく認識して、早急に積極的な政策を実施されるよう要望するものである。

(真下八雄 記)

